


学校感染症による出席停止について


医師から「学校感染症」（下記参照）疑いも含むと診断された場合は、以下のように対応してください。

 **診断をされたら学校にご連絡ください。**

学校保健安全法第19条により、学校長の判断において出席停止扱いになります。

(出席停止)

第19条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

 **書類の記入をお願いします。**


感 染 症 名	記 入 者	書 類 名
インフルエンザ	保 護 者	治癒報告書
インフルエンザ 以外	医 師	登校許可書

いずれも学校のHPからダウンロード可能、または担任へご連絡ください。

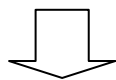
 **体力回復・感染防止に努めてください。**

治癒したからといってもウィルスは消失しません。規則正しい生活に努め、体力回復を優先し、うがい・手洗い・マスク着用等感染防止に努めてください。

【 学校において予防すべき感染症の種類 】

分 類	種 類	登校停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA 属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH 5N 1であるものに限る。次号及び第19条第1項第2号イにおいて「鳥インフルエンザ(H 5N 1)」という。）	治癒するまで 
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H 5N 1)を除く。）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあつては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで

	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 <u>その他の感染症</u>	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで




—その他の感染症として扱う場合もある感染症—

感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）、サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、急性細気管支炎（RSウイルス感染症など）、EBウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性軟属腫（水いぼ）アタマジラミ、疥癬、皮膚真菌症、カンジダ感染症、白癬感染症 など



臨時休校、学級閉鎖の目安

【平成21年10月29日付 21教保第276号教育長、21情私第398号総務部長通知による】

学校での状況	臨時休業等の目安
児童・生徒等がインフルエンザと診断された場合	その児童・生徒等を出席停止にする。
インフルエンザと診断された児童・生徒等が発生した学級において、出席停止を含め欠席者の割合が20%を超えた場合 ただし、児童・生徒等の数が20人未満の学級にあっては、出席停止を含め欠席者が4名を超えた場合	その学級を学級閉鎖（学年に1学級しかない場合は、学年閉鎖）にする。 
学校全体の出席停止を含めた欠席者の割合が20%を超えた場合	その学校を休校にする。